

平成26年度第2回丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		平成27年2月6日（金） 丹波市役所柏原支所 2 F 会議室	
出席者	委員	石原 俊彦 （関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授） 宮本 幸平 （神戸学院大学経営学部教授） 古賀 徹 （弁護士） 安藤 幹根 （公認会計士）	
	事務局	鬼頭副市長 足立技監兼入札検査部長 岡田入札検査室長 三方検査係長 木村	
	説明者		
内容	1 報告	(1) 消防自動車入札での官製談合による職員の逮捕 (2) 入札・契約制度の改正について 同一入札参加業者の下請け禁止項目の緩和 予定価格の事前公表 (3) 地方自治法】第174条専門委員の設置 (4) 消防本部の不正事務処理事案について	
	2 議事 (1)平成26年度上半期入札・契約状況の報告 対象期間 平成26年4月1日～平成26年9月30日	(建設工事)入札：109件 落札率：80.81% 契約金額合計：2,153,079千円 (業務委託)入札：104件 落札率：72.43% 契約金額合計：385,558千円 (物品購入)入札：32件 落札率：76.92% 契約金額合計：424,731千円 (随意契約)件数：232件 契約金額合計：1,376,070千円 入札参加資格制限：0件 指名停止：21件	
	(2)抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議 対象期間 平成26年4月1日～平成26年9月30日	抽出件数：10件 (内訳)一般競争入札：4件 指名競争入札：3件 随意契約：3件	
	3 その他 地方自治法174条の専門委員の設置	内部統制を中心とした市長が委嘱する専門委員が調査すればどうか。	
委員からの質問・意見それに対する回答等		質問・意見	回答
		別紙 1（1～2 ページ）	別紙 1（1～2 ページ）
委員会による意見の具申又は勧告（講評）		別紙 2	

質問・意見	回答
1 報告 (1) 消防自動車入札での官製談合による職員の逮捕 (2) 入札・契約制度の改正について 同一入札参加業者の下請け禁止項目の緩和 (3) 地方自治法第174条専門委員の設置	
2 平成25年度下半期入札契約状況等 ・ 停止案件に大手があるが、影響はないのか。 ・ 個人との随意契約がある。	影響はない。 会社組織でないためと思われる。
3 抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 ・ 今回の事案抽出の考え方	別紙 2 の通り
(1) 制限付一般競争入札 神池加圧ポンプ所機械電気工事 ・ 落札者以外全員失格ということがありうるのか。最低制限の設定がおかしくはないのか。 ・ 予定価格の妥当性について、ルールに基づいて積算されているか再度調査すること。	見積の割合が低かったために最低制限価格を設けて行っている。その算式も公表しているが落札に至らなかった。安く発注したいが最低制限価格設定には、ダンピング受注、労働者賃金へのしわ寄せ防止という観点も含まれている。 次回の委員会までに回答できるように調査を進める。
(2) 指名競争入札 桟敷浄水場インバーター取替工事 ・ (1) と比べると、落札率は低い。最低制限価格の考え方は変える必要がないのか？	最低制限価格の考え方はここ数年変わっていない。工事では最低制限価格を設定するのがほとんどである。今回は見積もり部分が多いため最低制限価格を設定しておらず、このような結果となった。
(3) 指名競争入札 患者監視装置の購入 ・ 開札結果に欠席があるが何かペナルティがあるのか。 ・ アフターサービスのチェックは行うのか？ ・ 初めから品物を絞り込んでいる理由は？	・ 欠席は次回に指名を外すことになる。 ・ 仕様書通りかどうかを検査している。 ・ これまでも使っている製品で人命にも関わることから認めているが、今後は検討する必要はある。

質問・意見	回答
(4)随意契約 高規格救急自動車の購入 ・ メーカーは2社しかないのか？	・ 車の購入と艤装で各社が競争することになる。トヨタのシェアの方が大きいと思われる。かつてはいすゞや外国メーカーもあったようだ。
(5)随意契約 丹波市クリーンセンター運転管理業務 ・ この業者しかできないのか？ ・ 予定価格の決定方法は？	排ガスの基準を近隣の自治体と比しても厳しく設定している。将来にわたって確実にクリアしてもらう必要がある。初期の段階で不具合が発生した場合、設計施工なのか運転なのか責任の所在明らかにするために、施工業者にしてもらっている。 第三者機関の歩掛による。
(6)指名競争入札 河川水質調査業務 ・ 落札額に大きな差があるがどう考えているか？ 年に何回実施するのか？	業者によって価格の積み方が違うのではないかと思う。過去2年間をみても同様である。実施回数は6回である。
(7)制限付一般競争入札 ライフピアいちじま大ホール舞台機構等改修工事 ・ この2者の関連は？ この2者しかないのか？ 設計の方法は？	元は同じ会社のようなのであるが、現在は異なる。全国でも5社程度しかない業界である。設計は業者見積に依るところが多い。設計事務所を通じて、吊物、放送、舞台のそれぞれの業者に依頼した。
(8)制限付一般競争入札 (仮称)丹波市立青垣小学校建築設計業務 ・ 予定価格の設定に問題はなかったのか？ ・ 最低制限価格に対して何か手立てはないか？	・ 国交省のガイドラインに基づいて積算はしているため、見積に依存する部分はない。品質の確保の観点から最低制限価格は設けている。基準や意図のくみ取りが複雑で見積もりに抜けがあったか、最低制限価格設定への認識がどうだったかということも考えられる。 ・ 低入札価格調査制度を国では採用しているため、市でも考える必要はある。
(9)制限付一般競争入札 消防ポンプ自動車購入 ・ 救急車と同じようにベース車両を購入の上、艤装するのか。ベース車両が共通なのに、金額のバラつきは小さいと感じる。	艤装の割合は3,200万円程度があるとみており、仕様をこちらから指定しているため金額のバラつきが小さい。
(10)随意契約 丹波竜復元モニュメント等製作設置業務 ・ 1者だけなのか？ 工期は？	プロポーザルで公募をしたところ1者であった。設計は福井の博物館に尋ねて製作してくれるところを探し、概算額を算出してもらっている。学術的根拠に基づいて製作することに重きをおいたため、研究者とも十分に話ができる場所が必要であった。工期は3月20日である。

別紙 2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）

1. 今回の事案抽出の考え方

- ・ 金額の大きいもの、落札率が極端に高いものと低いもの、問題の発生している部署に注意して選定した。

2. 総括

- ・ 最低制限価格に対するコンプライアンスも重要であるが、入札には最少の経費で最大の効果という観点もあるので、最低制限価格以下の応札が多い場合の対策は考えられないか。市民に説明のし易い応札結果となる工夫をしてもらいたい。
- ・ 少額案件で最低制限価格の公表は検討できないか。

3. 今回の指摘事項

- ・ スタンプ印による押印の決裁に問題はないか。劣化と偽装の恐れがある。